

建設業熱中症予防対策補助金交付要綱

(総則)

第1条 市内建設業界の労働環境整備向上を図るため、夏季の熱中症対策器具等の導入に要する費用に対する補助金の交付について、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 建設事業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (3) 消耗品 短期間の使用によってその性質若しくは形状を変じ、又はその全部若しくは一部を消耗するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に事業所を有する中小企業あって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の建設事業者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録された事業者であること。
- (3) 本補助金を初めて申請する事業者であること。
- (4) 本店又は支店(個人にあっては、事業所)の所在地が市内であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 次に掲げる者でないこと。

ア 個人にあっては、横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員である者

イ 法人にあっては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該法人の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者

- (7) 政治活動及び宗教活動を主たる事業として行う事業者でないこと。
- (8) 性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- (9) 公序良俗に反する事業を行う事業者その他市長が適当でないと認めるものでないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、体表面の冷却又は効率的に身体冷却を行うために必要な器具等(機能性インナー、消耗品、付属品及び飲食料品を除く。以下同じ。)の導入その他の熱中症対策に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、第4条に規定する対象経費から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は導入する器具等を購入する前に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書に添付する規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。この場合において、第1号で掲げる書類で補助金額を算出することができるときは、規則第4条第2号に掲げる書類は省略するものとする。

(1) 見積書その他補助対象経費の確認をすることができる書類

(2) 発行から3カ月以内の登記事項証明書の写し。

(3) 役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載したもの

(4) 市税の納付を証する書類。ただし、申請者が、市長が市税の納付状況について調査することに同意している場合は、省略することができる。

(5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 領収書その他の補助対象経費の支払金額、支払日及び支払者が確認できる書類

(2) 支払金額の内訳がわかる書類。ただし、前号に規定する書類により確認できるものを除く。

(3) 補助金振込先の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)がわかるもの。

(5) 導入した器具等を撮影した画像データその他の実際に導入した器具等が

わかるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。